

## ■堺市の歴史的風致維持向上計画（H25.11認定）について

3省共管（文部科学省・農林水産省・国土交通省）  
 ※国土交通省：都市局公園緑地・景観課歴史文化環境整備室

### 1 背景と目的

都市化、少子高齢化、生活様式の変化等が進む中、本市固有の歴史的風致（歴史的建造物、周辺市街地環境、あるいはそれを支える人々の活動）に関して様々な課題が生じつつある。

この状況を踏まえ、この貴重な歴史・文化を未来へと継承する、その一歩として、庁内連携、公民協働により堺固有の歴史的風致の維持向上に取組み、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人にも感動を与えられるようなまちをめざす。なお、計画認定後、10カ年を実施期間として各種事業を行うこととする。

### 2 認定までの経緯

- 平成20年11月4日 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）が施行
- 平成23年8月23日 堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会
- 平成23年8月29日 堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第1回
- 平成25年6月19日～7月18日 パブリックコメント
- 平成25年11月22日 堺市歴史的風致維持向上計画 認定

### 3 計画期間

平成25年度（2013）から令和4年度（2022）までの10年間

### 4 堺市における重点区域および7つの歴史的風致 重点区域：「百舌鳥古墳群及び周辺区域」、「環濠都市区域」

#### 伝統産業にみる歴史的風致

環濠都市内の町家で今も製造販売が行われている刃物や線香などの伝統産業は、歴史的に先進性・個性・創造性を持った世界に誇る匠の技術に支えられており、訪れる人々の多くがその技と特別な空間に魅了されます。

**堺町刃物の製造風景**

#### 百舌鳥古墳群の周辺にみる歴史的風致

近世から現在に至るまで、地域の人々をはじめ多くの人々が、仁徳天皇陵古墳をはじめとする全国有数の規模を誇る古墳群を訪れ、陪塚を巡った巨大な古墳を造り上げた大王の存在に畏敬の念を抱くなど、特別な思いをはせてきました。

**現在の陪塚の様子**

#### 神輿渡御祭にみる歴史的風致

住吉大社から酒院願宮へ神輿行列が渡る神輿渡御祭を通して、『住吉祭礼園屏風』にも描かれる盛大な祭りの様子と賑わう街道やまちなみの中で堺と住吉大社との古くからのつながりが持つ伝統の重みを伝え、海とともに歩んできた堺の人々の信仰心を感じることができます。

**神輿渡御の様子**

#### 月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致

百舌鳥八幡宮の秋祭りである月見祭や、正月に氏子の間で行われる百舌鳥精進を通して、地域の人々がひとつとなるとともに、伝統・文化・歴史を大切にすることを今もなお地域に根付き、大切に守り継がれています。

**区入の様子**

#### 茶の湯にみる歴史的風致

中世において、千利休をはじめとする堺の茶人が大きな影響を与えた茶の湯が持つ礼節やもてなしの心は、南宗寺で行われる利休茶をはじめとして、今もなお堺において広く伝わり、市内の人々が流派にとらわれないことなく、茶の湯の文化にふれることができます。

**利休茶**

#### 海浜部の行楽にみる歴史的風致

古くからの景勝を今に受け継ぎ、歴史を感じる憩いの場として親しまれている浜寺公園や大浜公園は、各時代に行楽地として最先端を歩み、昔も今も変わらず、多くの人々に親しまれ、その賑わいは絶えることがありません。

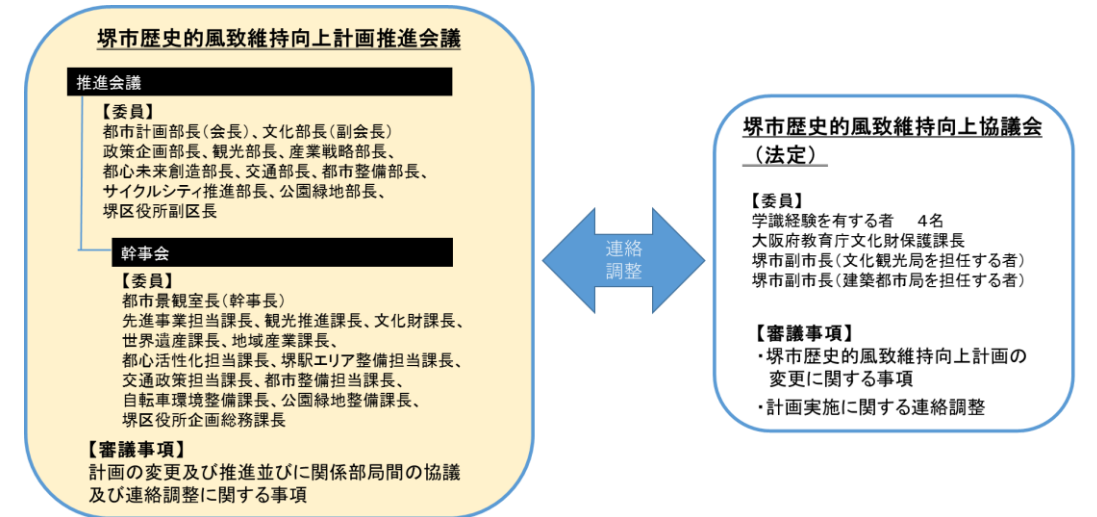
**大浜林の下での行楽**

#### こどりををはじめとする伝統行事祭りにみる歴史的風致

地域性や自然環境に即して形成された多様な集落では、桜井神社をはじめとする由緒ある神社を中心に豊饒や豊漁を祈念する個性豊かな祭りが地域住民によって行われ、伝統を受け継ぎ、守り続ける地域の誇りとなっています。

**上神谷のこどり**

## ■堺市歴史的風致維持向上計画 推進体制



## ■堺市歴史的風致維持向上協議会 委員（令和4年度）

役職名	氏名	所属
会長	増田 昇	大阪府立大学大学院 名誉教授
副会長	宗田 好史	関西国際大学 教授
委員	小浦 久子	神戸芸術工科大学 教授
委員	橋爪 紳也	大阪府立大学 特別教授
委員	稲田 信彦	大阪府教育庁 文化財保護課長
委員	島田 憲明	堺市 副市長（建築都市局担任）
委員	中野 時浩	堺市 副市長（文化観光局担任）

## ■進行管理

- 進捗評価（平成26年度より毎年度）
- 中間評価（令和元年度）
- 総括評価（平成28年度）
- 最終評価（令和4年度）

## 歴史的風致について

歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（法第1条）のことであり、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念。

